

## 第5節 協同組織金融機関に対する検査

### 信用金庫に対する検査（資料 19 - 1 - 7 参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。15年3月末現在の数は、326金庫である（14年3月末現在の数は、349金庫）。

14検査事務年度は、15年6月30日現在で116金庫の検査を実施し、そのうち90金庫に対して検査結果を通知しており、1金庫当たり平均して19.5日間の立入日数で、6.8人を投入している。

### 信用組合に対する検査（資料 19 - 1 - 8 参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局（沖縄総合事務局を除く。）が検査を実施している。15年3月末現在の数は、191組合である（14年3月末現在の数は、247組合）。

14検査事務年度は、15年6月30日現在で92組合の検査を実施し、そのうち75組合に対して検査結果を通知しており、1組合当たり平均して17.3日間の立入日数で、5.6人を投入している。

### 労働金庫に対する検査（資料 19 - 1 - 9 参照）

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省との共管となっており、財務（支）局が厚生労働省と共同で検査を実施している（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施している。）。15年3月末現在の数は21金庫である（14年3月末現在の数は、21金庫）。

14検査事務年度は、15年6月30日現在で13金庫の検査を実施し、そのうち10金庫に対して財務（支）局長が厚生労働省労働基準局勤労者生活部長等と共に検査結果を通知しており、1金庫当たり平均して17.1日間の立入日数で、7.5人（厚生労働省等の職員も含む。）を投入している。

別図 19 - 5 - 1 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		内閣総理大臣及び厚生労働大臣 ( 7 金庫 )

(注 1) 内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注 2) 労働金庫数は、平成 15 年 3 月末現在。

信用農業協同組合連合会等に対する検査(資料 19 - 1 - 10 参照)

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省との共管となっており、財務(支)局が農林水産省と共同で検査を実施している。国が所管しているものの 15 年 3 月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が 46 連合会、信用漁業協同組合連合会が 33 連合会、農業協同組合が 1 組合である(14 年 3 月末現在の数は、それぞれ、46 連合会、33 連合会、1 組合)。

14 検査事務年度は、15 年 6 月 30 日現在で 15 連合会(内訳は、信用農業協同組合連合会が 6 連合会、信用漁業協同組合連合会が 9 連合会である。)の検査を実施し、そのうち 13 連合会に対して検査結果を通知している(通知は、信用農業協同組合連合会については農林水産省農政局長とともに、信用漁業協同組合連合会については農林水産省大臣官房協同組合検査部長とともに、それぞれ行っている。)。1 連合会当たり平均して 12.4 日間の立入日数で、7.4 人(農林水産省の職員も含む。)を投入している。

別図 19 - 5 - 2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区		
	都道府県の区域 を超える	都道府県の区域 と同じ	都道府県の区域 の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (46連合会)	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (33連合会)	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣 (1組合)	都道府県知事	都道府県知事
漁 業 協 同 組 合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事

(注1) 主務大臣とは、農林水産大臣及び内閣総理大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 農業協同組合及び漁業協同組合は信用事業を行っているものに限って記載。

(注3) 金融機関数は、平成15年3月末現在。

(注4) 都道府県の区域を地区とする信用農(漁)業協同組合連合会に関する都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合、組合の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがあると認める場合、事業の健全な運営を確保するため必要があると認める場合に行われる。